

# 平成25年度 第2回倉吉市学校教育審議会

日 時 平成26年2月14日（金）午後3時～5時

場 所 倉吉市役所 第2会議室 （本庁舎3階）

## 日 程

### 1 開 会

### 2 事務局説明

- (1) 「平成26年度倉吉市小・中学校 土曜授業実施要項」について
- (2) 「倉吉市立小・中学校の適正配置について」（別冊）
- (3) いじめ防止対策について（倉吉市の方針）
- (4) 不登校対策について（倉吉市の状況）
- (5) その他

### 3 協 議

- (1) 「平成26年度倉吉市小・中学校 土曜授業実施要項」について
- (2) 「倉吉市立小・中学校の適正配置について」
- (3) いじめ防止対策について（倉吉市の方針）
- (4) 不登校対策について（倉吉市の状況）
- (5) その他

### 4 その他

### 5 閉会

## 目 次

「平成26年度倉吉市立小・中学校 土曜授業の実施要項（案）」	・・・ P	1
「倉吉市立小・中学校『土曜授業の実施』について（案）」	・・・・・・・・ P	2
「土曜授業に関する保護者アンケート集計」	・・・・・・・・ P	4
「いじめ防止対策（倉吉市の方針）」	・・・・・・・・ P	9
「不登校対策（倉吉市の状況）」	・・・・・・・・ P	19

\* 「倉吉市立小・中学校の適正配置」について（別冊）

# 平成26年度倉吉市立小中学校 土曜授業の実施要項（案）

倉吉市教育委員会

## 1 目 的

倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」に掲げるとおり、子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取組を推進する。

## 2 内 容

### ○小学生ふるさと学習

小学校の教育課程に基づき、地域の指導者の協力を得ながら、校区を対象としたふるさと学習を中心として展開する。地域の次世代育成事業と連携して実施する。

地域の歴史・文化（文化財）・自然等について体験をとおして学ぶとともに、地域の様々な人々との地域交流・世代間交流を行う。

【学習内容、方法、場所の検討、指導者の確保（学校支援ボランティア等）、PTAとの連携】

### ○中学生ふるさと学習

中学校の教育課程に基づき、「くらし風土記」等を活用し、学習をするとともに、自分の志（進路意識）をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につける。

将来、社会的・職業的に自立し、良き社会人となるためのキャリア教育等を含めた学習をとおして、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身につける。

【1・2年 くらし風土記等を活用したふるさと学習、学力補充、特別活動（立志のための活動）、3年 学力補充・調査】

### ○実施上の留意点

- ・学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- ・地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。

## 3 実施について

○月1回、土曜日の午前中に実施（3時間程度）する。実施日は倉吉市で統一する。

（平成26年度については、下表のとおり試行）

○平成26年度実施予定日

年間実施日数・・・小学校 3回、中学校 5回（実施日：○）

	実 施 日	振替（閉庁）	小学校	中学校
1 学 期	5月10日	8月13日（水）		○
	7月12日	8月14日（木）		○
2 学 期	9月13日	8月15日（金）	○	○
	11月15日	12月26日（金）	○	○
3 学 期	1月17日	1月 5日（月）	○	○

\* 教職員の振替は、表のとおり一斉振替日を設定し、閉庁とする。なお、児童生徒については、長期休業中のため、振替は行わない。

\* 小学校は、地元関係団体等との調整のため、2学期から実施する。

# 倉吉市立小中学校「土曜授業の実施」について(案)

倉吉市教育委員会

## 1 導入の背景

- (1) 倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」  
子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取り組みを推進する。
- (2) 倉吉市教育振興基本計画の地域教育分野 「地域の次世代育成」  
地域づくりのために、〇〇地区「教育を考える会」を核として、家庭・地域・学校の役割の明確化・連携推進に取組み、地域の後継者を育成するためのさまざまな仕掛けづくりに取り組む。  
〇地域づくり ・若いリーダー育成、 ・地域行事への企画・参画
- (3) 倉吉市小・中学校適正配置の説明会 「学校統合後の地域活性化」  
学校の統合により「地域が廃れる」という不安の解消のための手だてが必要。地域が主体となって地域づくりを行う。地域の中で生きる後継者の育成のための具体的なプログラムを作成し、実践的な活動を推進する。そのために、学校と地域が一体となった取組みを進める。
- (4) 国や県の動向 地域と一体となった教育行政・学校運営の推進 (CS)、土曜日授業の推進と支援

## 2 基本的な方向

- (1) 土曜日における教育活動の考え方
  - 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てる。子供たちに豊かな教育環境を提供し、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、その成長を支えることができるよう取組みを充実する。
  - 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。
- (2) 土曜授業 学校教育法施行規則(抄)第六十一条 (文部科学省は規則改正を11月に予定)  
公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日  
倉吉市小中学校管理規則第3条の改正 休業日は、次のとおりとする。(2) 日曜日及び土曜日
  - 毎月1回 土曜日の午前中 実施日は倉吉市で統一する。  
**小学生ふるさと学習** 小学校の教育課程に基づき、地域の指導者の協力を得ながら、ふるさと学習を中心として展開する。地域の次世代育成事業と連携して実施する。
    - ・ 学習内容、方法、場所の検討、指導者の確保 学校支援ボランティア、PTAとの関連**中学生ふるさと学習** 中学校の教育課程に基づき、「くらし風土記」等郷土の学習をするとともに、自分の志(進路意識)をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につける。
    - ・ 1・2年 くらし風土記、学力補充、特別活動(立志のための活動)、3年 学力補充・調査

## 3 経緯及び予定

- |                               |                                       |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| ① 教育委員会で協議                    | 7/23、9/27、10/30、11/29                 |
| ② 学校教育審議会で審議                  | 7/25                                  |
| ③ 小・中校長会で協議                   | 7/3、8/29、10/3、10/15、11/18、11/22、11/29 |
| ④ PTAと協議                      | 10/30中P、11/1小P、12/9 小中PTA             |
| 小中PTAアンケート調査                  | 11/25                                 |
| ⑤ 県教育委員会と協議                   | 9/19照会 9/25回答 11/18教育長・小中学校課協議        |
| ⑥ 公民館長会、青少年育成協議会、スポーツ文化団体等へ説明 | 12月                                   |
| ⑦ 関係法規の改正                     | 12月                                   |
| ⑧ 予算要求                        | 1月                                    |
| ⑨ 各校の計画策定                     | 1月～4月                                 |

#### 4 具体的計画

導入の背景となる倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」のねらいを理解し、各地域の実態を踏まえたふるさと学習を中心とした展開を図る。

- 教育課程への適切な位置づけを図る。
  - ・ 週5日に入っている教育課程から可能なものを土曜日に移行する。
  - ・ 学年間の系統性、先行経験等の踏まえ、児童生徒の実態に合わせたものとする。
- 保護者、地域住民、関係団体の関連を図るとともに、理解を得て、支援や協力を得る。

##### (1) 小学校

- ・ 各学校の年間指導計画、時間の指導計画の作成（学年、或いは低・中・高学年）
- ・ 地域の団体の取組み等と調整を図り、連携して適切な活動や学習を仕組む。

教育目標		ふるさと〇〇地域の歴史・文化財・自然等について体験を通して学ぶとともに、地域の様々な人々との地域交流・世代間交流で地域愛を育み、地域の担い手としての自覚を深める。				
月日	時間	項目	内容	場所	指導者	備考
4		郷土めぐり	ふるさとを歩いて知ろう。	地域	地域指導者	
5		歴史	長谷寺の絵馬を調べよう。	長谷寺	住職	
6		芋の苗植え	サツマイモの苗を植えよう。	学校農園	地域指導者	
7		川の探検	川原の動植物を調べよう。	川原	地域指導者	
8		(夏期学習)	(夏休みの課題を片づけよう。)			
9		郷土料理	炊き込みご飯を作ろう。	学校	食生活改善委	
10		芋堀り 学習発表会	サツマイモの収穫をしよう。 音楽・劇等を発表しよう。	学校農園 学校	地域指導者	
11		地域の産業	地域の産業を調べよう。	企業	家教支援企業	
12		郷土の行事	門松・注連飾りづくり	学校	地域指導者	
1		お正月遊び	百人一首、カルタ	学校	青少協	
2		郷土の偉人伝	中井太一郎について知ろう。	学校	博物館職員	
3		まとめ	「一年間を振り返って」作文	学校		

1 1月	1 時間目	2 時間目	3 時間目	準備・備考
1年	お店屋さんごっこ準備	お店屋さんごっこ	お店屋さんのまとめ	
3年	お店について調べる。	近くのお店を見聞する。	お店についてまとめ	店と打合せ
5年	地域の企業を知る。	企業の見学をする。	企業についてまとめ	企業と打合せ

##### (2) 中学校

- ・ 「くらよし風土記」の学習
- ・ 特別活動（進路の実現・立志のための活動）
  - 他団体の協力のある学習（例 法教育、薬物乱用防止教室、キャリア教育、租税教育、人権学習）
- ・ 進路を実現するための学力補充・学力調査

#### 5 教職員の勤務について

長期休業中に、閉庁方式で実施する。

- ・ 県費負担教職員 長期休業中の平日に週休日とし、土曜日に勤務時間を割り振る。  
一日割振りとするか、半日とするかは、校長会・県教委と今後協議していく。
- ・ 市費負担職員 県費負担教職員と同様とするが、長期休業に勤務割振りのない者は別途協議する。

#### 6 平成26年度計画

# 土曜授業に関する保護者アンケート集計

倉吉市教育委員会 学校教育課

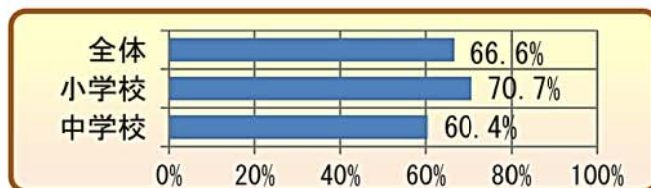
日程

1 1月25日（月）各小中学校からそれぞれの家庭数で配布

1 2月2日（月）各小中学校で回収

回答状況(家庭数ベース)

	全体	小学校	中学校
回収数	2,183	1,389	794
家庭数	3,280	1,965	1,315
回収率	66.6%	70.7%	60.4%



問1 お子様の学年をお答えください（複数回答可）

学年	回答数	比率
小1	303	21.8%
小2	274	19.7%
小3	309	22.2%
小4	297	21.4%
小5	271	19.5%
小6	325	23.4%
小学校無回答	2	0.1%

学年	回答数	比率
中1	266	33.5%
中2	290	36.5%
中3	279	35.1%
中学校無回答	3	0.4%

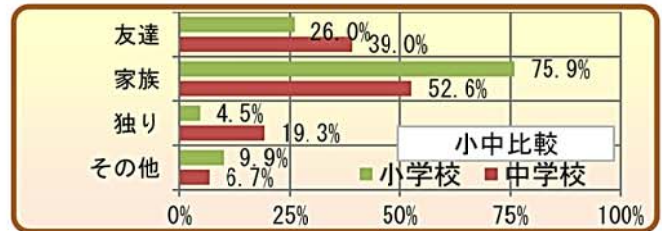
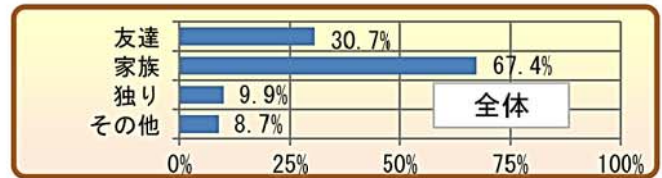
問2-1 お子様は、土曜日の昼間を主にどのように過ごしていますか。（複数回答可）

	全体	小学校	中学校
部活動	585 (26.8%)	75 (5.4%)	510 (64.2%)
スポーツ少年団	393 (18.0%)	361 (26.0%)	32 (4.0%)
学童保育児童クラブ	121 (5.5%)	120 (8.6%)	1 (0.1%)
塾・家庭教師	115 (5.3%)	24 (1.7%)	91 (11.5%)
習い事	376 (17.2%)	292 (21.0%)	84 (10.6%)
地域行事	276 (12.6%)	226 (16.3%)	50 (6.3%)
家事手伝	364 (16.7%)	273 (19.7%)	91 (11.5%)
勉強読書	914 (41.9%)	556 (40.0%)	358 (45.1%)
漫画・TV・ゲーム	1320 (60.5%)	854 (61.5%)	466 (58.7%)
外遊び	900 (41.2%)	708 (51.0%)	192 (24.2%)
その他	264 (12.1%)	179 (12.9%)	85 (10.7%)
無回答	6 (0.3%)	3 (0.2%)	3 (0.4%)



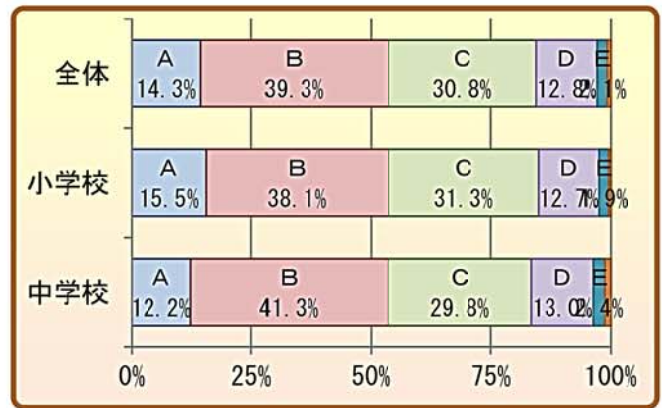
問2-2 お子さんは、土曜日の昼間を主に誰と過ごしていますか。(複数回答を有効として集計)

	全体	小学校	中学校
友達	671 (30.7%)	361 (26.0%)	310 (39.0%)
家族	1472 (67.4%)	1054 (75.9%)	418 (52.6%)
独り	216 (9.9%)	63 (4.5%)	153 (19.3%)
その他	191 (8.7%)	138 (9.9%)	53 (6.7%)
無回答	88 (4.0%)	47 (3.4%)	41 (5.2%)



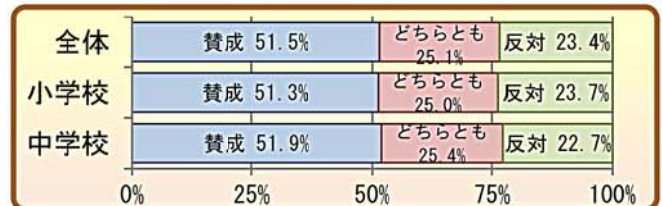
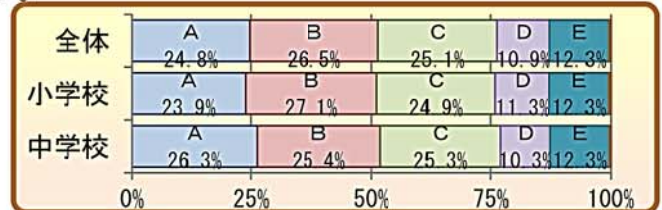
問3 現在の土曜日の過ごし方についてどう思いますか。

	全体	小学校	中学校
とても充実している(A)	312 (14.3%)	215 (15.5%)	97 (12.2%)
どちらかと言えば充実している(B)	857 (39.3%)	529 (38.1%)	328 (41.3%)
どちらとも言えない(C)	672 (30.8%)	435 (31.3%)	237 (29.8%)
あまり充実していない(D)	279 (12.8%)	176 (12.7%)	103 (13.0%)
まったく充実していない(E)	46 (2.1%)	27 (1.9%)	19 (2.4%)
無回答	17 (0.8%)	7 (0.5%)	10 (1.3%)



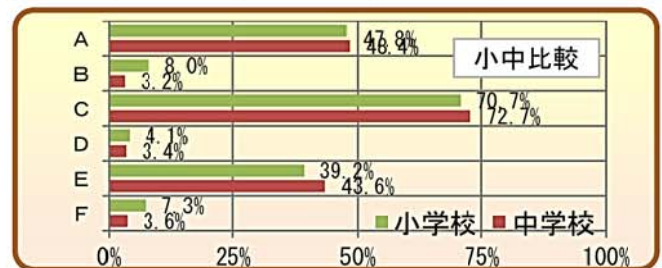
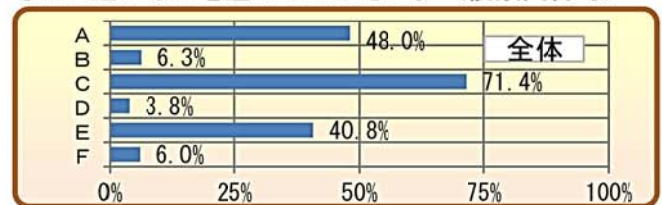
問4 土曜日に授業を実施した方がよいと思いますか。

	全体	小学校	中学校
実施した方がよい(A)	541 (24.8%)	332 (23.9%)	209 (26.3%)
どちらかと言えば実施した方がよい(B)	579 (26.5%)	377 (27.1%)	202 (25.4%)
どちらとも言えない(C)	547 (25.1%)	346 (24.9%)	201 (25.3%)
どちらかと言えば実施しない方がよい(D)	239 (10.9%)	157 (11.3%)	82 (10.3%)
実施しない方がよい(E)	269 (12.3%)	171 (12.3%)	98 (12.3%)
無回答	8 (0.4%)	6 (0.4%)	2 (0.3%)



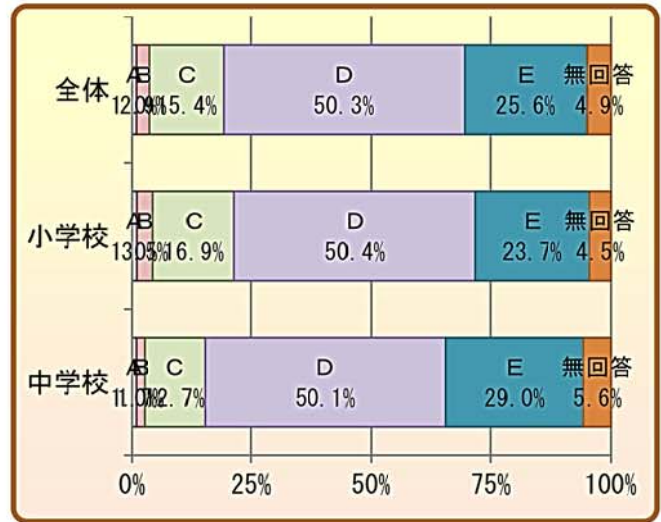
問5-1 「土曜授業」を実施した方がよい理由について、考えに近いものを選んでください。(複数回答可)

	全体	小学校	中学校
土曜日を有意義に過ごせるから(A)	538 (48.0%)	339 (47.8%)	199 (48.4%)
「ふるさと学習」を充実させたいから(B)	70 (6.3%)	57 (8.0%)	13 (3.2%)
ゆとりを持って学習活動ができるから(C)	800 (71.4%)	501 (70.7%)	299 (72.7%)
保護者や地域の方が学校に行きやすいから(D)	43 (3.8%)	29 (4.1%)	14 (3.4%)
学力が向上するから(E)	457 (40.8%)	278 (39.2%)	179 (43.6%)
その他(F)	67 (6.0%)	52 (7.3%)	15 (3.6%)
無回答	10 (0.9%)	10 (1.4%)	1 (0.2%)



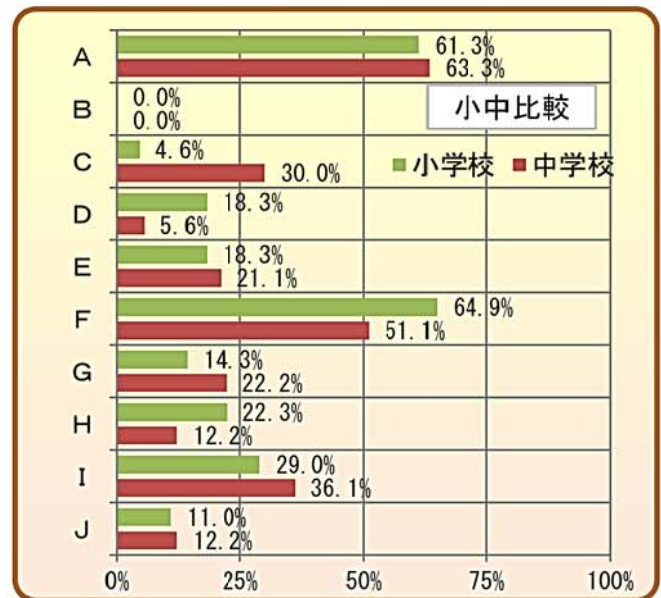
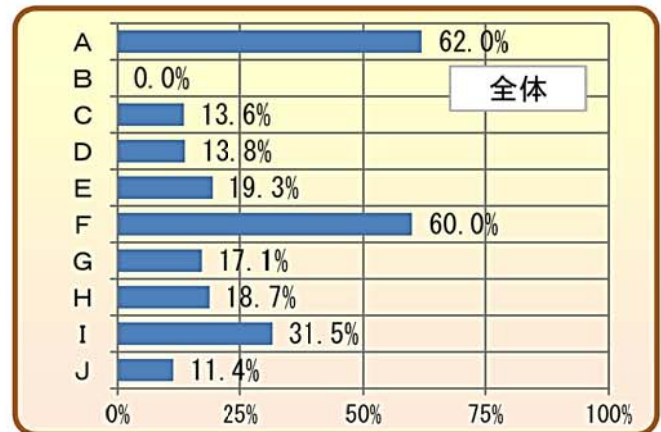
問5-2 「土曜授業」の実施回数についての考え

	全体	小学校	中学校
学期に1回程度 (A)	11 (1.0%)	7 (1.0%)	4 (1.0%)
学期に2~3回程度 (B)	32 (2.9%)	25 (3.5%)	7 (1.7%)
月に1回程度 (C)	172 (15.4%)	120 (16.9%)	52 (12.7%)
月に2回程度 (D)	563 (50.3%)	357 (50.4%)	206 (50.1%)
すべての土曜日 (E)	287 (25.6%)	168 (23.7%)	119 (29.0%)
無回答	55 (4.9%)	32 (4.5%)	23 (5.6%)



問6 「土曜授業」を実施しない方がよい理由について、考えに近いものを選んでください。(複数回答可)

	全体	小学校	中学校
今でも土曜日を有意義に過ごしているから (A)	315 (62.0%)	201 (61.3%)	114 (63.3%)
「ふるさと学習」は公民館や青少年育成協議会等社会教育で取り組んでいけばよいから (B)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
部活動に参加する時間が減るから (C)	69 (13.6%)	15 (4.6%)	54 (30.0%)
スポーツ少年団の活動に参加する時間が減るから (D)	70 (13.8%)	60 (18.3%)	10 (5.6%)
学習塾や習い事に行けなくなるから (E)	98 (19.3%)	60 (18.3%)	38 (21.1%)
家族のふれあいの時間が減るから (F)	305 (60.0%)	213 (64.9%)	92 (51.1%)
友達と過ごす時間が減るから (G)	87 (17.1%)	47 (14.3%)	40 (22.2%)
地域の行事や体験活動に参加できなくなるから (H)	95 (18.7%)	73 (22.3%)	22 (12.2%)
子どもの負担が増えるから (I)	160 (31.5%)	95 (29.0%)	65 (36.1%)
その他 (J)	58 (11.4%)	36 (11.0%)	22 (12.2%)
無回答	5 (1.0%)	3 (0.9%)	2 (1.1%)





## 問7 「土曜授業」についてのその他の意見（記述されたものの一部を要約）

### 【土曜授業に賛成：小学校保護者】

- ・土曜日休みを有意義に過ごせていない。土曜授業があれば生活リズムも乱れず過ごせる。
  - ・家でダラダラ過ごすより、学校で友達と過ごす方が子どもも楽しい。
  - ・父母とも土曜日は仕事なので、土曜授業はありがたい。親が安心できる。
  - ・土曜授業実施で家族とのコミュニケーションが減るとは思わない。
  - ・臨時休校等を考えると授業時間数確保のために土曜日でも学校に行って欲しい。
  - ・土曜授業で学校での学習にゆとりができるとうい。
  - ・ふるさと学習を取り入れつつ通常の授業を中心にしたい。
  - ・ふるさと学習ではなく普通の授業をして欲しい。学力が向上するのであれば賛成。
  - ・自然環境等を活かした行事が公民館等でもあるが、全員が参加できるわけではない。提案されている「ふるさと学習」が実現するのであれば子どもにとってもプラスになる。
  - ・自分の住んでいる地域について学習することで、倉吉を知らない人にも発信することができる。「倉吉は何も無いから」と言ってしまうが、知識があれば伝えることができる。
  - ・図工や国際交流、地域の方を招いての授業等、平日に十分時間をとれないことをしたらよい。
- 子ども達が土曜日でも学校に行きたいと思うプログラムが必要。
- ・スポ少で忙しくしているが、月に1回程度は地元を知る学習等他のことに使ってもよい。
  - ・金管バンド、スポ少は午後実施すればよい。
  - ・低学年での6時限がなくなり、特に冬場、暗くなる前に下校できてよい。
  - ・給食を実施して欲しい。弁当を作らなければならないならなくてよい。
  - ・先生方の負担が増えないか気になる。先生方の負担が心苦しい。
  - ・土曜授業の実施により、保護者の負担が増えないようにして欲しい。

### 【土曜授業に賛成：中学校保護者】

- ・ゲーム、パソコン等遊ぶものから、少しでも遠ざけるために学校に行って勉強したり、友達と関わったりした方がよい。
- ・部活動のない休みは家で勉強することもなく過ごしているの、是非実施して欲しい。
- ・平日に少しでもゆとりが持てるなら土曜授業があった方がよい。
- ・現在平日にやっている地域での交流等を土曜授業の時にやれば、保護者も都合つけば参加できると思うし、平日は教科の授業に使って欲しい。
- ・「ふるさと学習」を中心に考えるのならば意味がない。学力をつけるためにやって欲しい。
- ・学力が低下しているため、底上げできるような内容にして欲しい。学力補充して欲しい。
- ・教員に負担をかけないように外部から講師を呼びコミュニケーション能力を高めながら学力アップできる内容にして欲しい。
- ・部活動などの大会、行事と重ならないように実施できる範囲にして欲しい。
- ・子どもの自主性・主体性を伸ばしたり、体力向上に役立ったりする時間になればよい。
- ・親は仕事で土曜日に家族のふれあいはできない。子どもの充実のために実施して欲しい。
- ・親が仕事で不在が多く、子どもの行動の把握にも不安があるので土曜授業はよい。
- ・できれば給食付でお願いしたい。いつも昼食は一人でとっており栄養面が心配。

#### 【土曜授業に反対：小学校保護者】

- ・学校週5日制が定着して、その趣旨を活かした取組がなされ、家庭でのふれあいの時間も増え、喜んでいる人もいる。土日は家族で過ごす日にして欲しい。
- ・一部の無目的に過ごしたり生活リズムを乱したりしている子どものために、全部の児童生徒を登校させるのは理解できない。
- ・スポ少の試合、ピアノ練習、手伝い、家族で買い物等平日にはできないことをしている。
- ・私たちの地域は活動が盛んで子ども達は有意義に過ごしている。「ふるさとを愛すること」は親が教えればよい。
- ・学力低下改善、授業時間数確保のための実施ならわかるが、「ふるさと学習」はわざわざ学校でしなくてもよい。
- ・休日の過ごし方は親に責任を持たせて欲しい。何か活動することだけが有意義な過ごし方ではないと思う。
- ・月～金の授業を充実させればよい。
- ・土曜日の休みは心の休養として必要。これ以上子どもの負担を増やさないで欲しい。
- ・土曜日に通院ができて仕事を休まないでよいのでこのままがよい。
- ・土曜日にあるイベント等に参加しにくくなるのは残念。せめて市内一斉同一日にして欲しい。
- ・土曜日は、休日としての予定がすでに入っている。生活が変わるのでやめて欲しい。
- ・学校の授業を増やすより、地域の活動を増やして欲しい。公民館や社会教育で子ども対象のものを充実させるのが先。土曜日はいつもオープンにしているいろいろな体験や遊びができるにしているかどうか。
- ・平日の早帰りを減らして、授業時間確保するなどして、土曜授業を実施しなくてよいようにならないか。
- ・教員の負担が増えるのでよくない。

#### 【土曜授業に反対：中学校保護者】

- ・子どもなりに2日間の休日を有意義に使っている。
- ・土曜日が休みなのであれば、その時間を有効に使うことを皆が考えた方がよい。
- ・土曜日も授業となると負担が大きくなって疲れた子どもが増えるのではないかと。ゆっくり休養をとる時間も必要。
- ・現在主体的に諸活動に取り組んでいる子どもを対象に含む実施方法には反対。参加する子どもに選択権を与えることが大切。
- ・ゆとり教育の失敗から学力向上への補強授業ならいざしらず、ふるさと学習をあえて学校で授業として行う必要性は感じられない。
- ・「家庭や地域、社会で教育する」という理念が後退する。一部に責任を押しつけず、社会全体でもっと子どもの教育に責任を持つ体制をつくるべき。
- ・社会教育の充実や家族の教育力を高める取組で解決していく努力がまずなされるべき
- ・現場の先生の声をもっと重要視して進めて欲しい。授業時間を増やすことより、授業等工夫を入れることが大事。

## 倉吉市いじめ防止基本方針(案)

### 策定の基本的な考え方

- ① 基本方針そのものは骨子的なものとして、市民、現場教職員などが読めるボリューム、平易な表現とする。あわせて、県が昨年度作成した「鳥取県いじめ対策指針」の改訂版と基本方針とをセットで活用する。
- ② いじめの防止等の対策を、倉吉市教育振興基本計画に基づく毎年度の重点施策評価に位置づけ、着実に取り組むとともに、毎年度点検し、改善を図る（PDCAサイクル）ことを明記する。
- ③ 推進法では任意設置とされている「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することとし、関係機関、団体との連携を図ることを明記する。
  - ・ 県設置の「鳥取県いじめ問題検証委員会」、「子どもの悩みサポートチーム」を活用する。
- ④ 上記組織には、児童生徒やその保護者の意向に配慮しながら、専門的な知識・経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることを明記する。
- ⑤ 学校においては、個々の教職員が抱え込まず組織で対応すること、外部の専門家の参加を求めることなどを明記する。
- ⑥ 児童生徒の主体的な活動を支援し、いじめに直面したとき適切に行動できる児童生徒の育成を目指すことを明記する。

## 倉吉市いじめ防止基本方針(案)

H25. 12. 17現在

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、全国的に大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)が制定され、同年 9 月 28 日に施行されました。

この倉吉市いじめの防止等のための基本的な方針(以下「市方針」という。)は、倉吉市内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国、県、市町村、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

### I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。(法2条1項)

### II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 3 いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

### Ⅲ いじめの防止等に関する方針等

#### 1 倉吉市における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、倉吉市教育振興基本計画に基づく毎年度の重点施策評価に位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します(PDCAサイクル)。
- (2) いじめの防止等に関係する市内の機関及び団体の連携を図るために設置する「倉吉市いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。(法 14 条)
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (4) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。(法 18 条 2 項)
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。(法 19 条)
- (7) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法 20 条)
- (8) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。(法 21 条)

#### 2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で主体的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校においては、「倉吉市立〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は、「倉吉市いじめ防止基本方針」、県方針及び「鳥取県いじめ防止ガイドブック(旧鳥取県いじめ対策指針)」を参酌します。(法 13 条)
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組めます。(法 22 条)
- (4) 「倉吉市立〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。(法 15 条 2 項)
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法 18 条 2 項)
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。(法 19 条)
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たります。

### 3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒等がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し、模範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法 9 条 2 項)
- (3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。(法 9 条 3 項)

### 4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

### 5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

## IV いじめへの対処に関する方針等

### 1 倉吉市における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。(法 16 条)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「倉吉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、連絡協議会を設置するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがあります。(法 26 条)

### 2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法 16 条 1 項)
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法 23 条 6 項)
- (3) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をし、その結果を教育委員会に報告します。(法 23 条 2 項)
- (4) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法 23 条 3 項)
- (5) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法 23 条 4 項)
- (6) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらない

よう配慮します。(法 23 条 5 項)

- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法 25 条)

## V 重大事態への対処等

### 1 倉吉市における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法 28 条に規定する重大事態その他市内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに教育委員会又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。その際は、鳥取県いじめ問題検証委員会及び県事業「いじめの防止等の対策のための組織」及び「子どもの悩みサポートチーム」を活用し、迅速に対応します。(法 28 条 1 項関連)
- (2) 市長は、学校から教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、「倉吉市いじめ問題調査のための組織」を活用し、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組みます。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (4) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を議会に報告します。(法 30 条 3 項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法 30 条 5 項)

### 2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、市との協議を踏まえ、調査委員会を設け、速やかに調査を行います。(法 28 条)
- (2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。(法 30 条 1 項)

## VI 取組の検証等

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学期毎に検証し、その結果を教育委員会に報告します。
- 2 市は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、倉吉市教育振興計画に基づく重点施策評価に反映させながら、改善に努めます。
- 3 市は、市及び市立学校におけるいじめ防止等基本方針の策定状況を確認し、公表します。

## 1 本校のいじめ防止とは

- いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な方針となるように書く。

（内容例、留意点）

- ・ いじめの問題に対する基本的な考え方
- ・ 自校の課題（いじめに関する内容を中心に）  
学力学習状況調査、Q・U・hyper-QU、発生事例より
- ・ 学校の目標といじめ防止の取組との関係
- ・ 保護者の願い、保護者の責務  
学校評価アンケートより

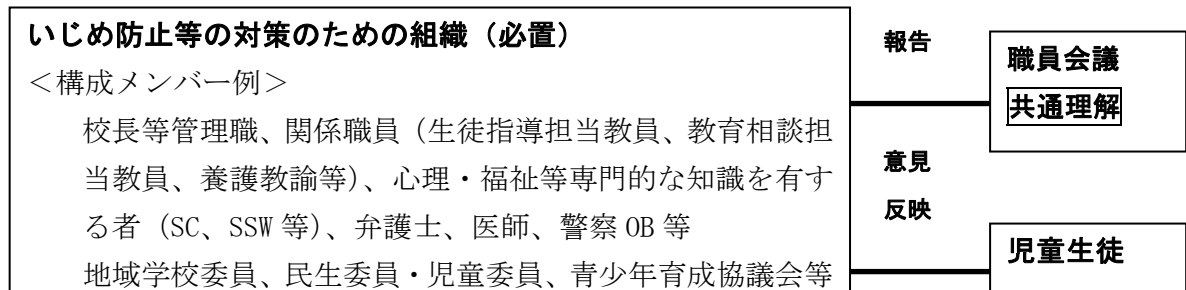
## 2 いじめを未然に防止するために

### （1）校内体制

- いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための「組織」の設置について書く。

（22条…必置）

- ・ 学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。
- ・ 組織の中心となる担当者を決めておく。



- \* 当該組織が基本方針に基づく取組、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。
- \* 基本的には、当該組織がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つ。
- \* 学校基本方針の策定や見直し、取組状況の把握、事例検討、計画の見直し等 PDCA サイクルで検証を行う。

### （2）いじめの未然防止のための取組

- 「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が次々に経験している実態から全ての児童生徒に起きる可能性があるものとして全員を対象とした取組について具体的に書く。

（内容例、留意点）

#### ① いじめについての共通理解

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成



- ・校内研修や職員会議での周知

## ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実（15条）
- ・学校における情報モラル教育、インターネット利用についての保護者啓発（19条）
- ・年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成
- ・いじめに関する指導（何がいじめなのか等）の年間計画（道徳や学級活動、ホームルーム活動）への位置づけ

## ③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- ・わかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくり
- ・すべての児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり
- ・ストレスを生まない学校づくり、児童生徒のストレス耐性の育成
- ・教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動への留意

## ④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・すべての児童生徒の居場所づくり、絆づくり
- ・家庭や地域との連携による認める場の設定

## ⑤ 自らいじめについて学び、取り組む

- ・互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自ら作り出す活動

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめについて、児童生徒のささいな変化に気づかずいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように、校内でできる早期発見の方法と留意点について書く。

#### <早期発見の基本>

- ① 児童生徒のささいな変化に気づく
- ② 気づいた情報を確実に共有する
- ③ 情報に基づき速やかに対応する

- ・早期発見するための方法や取組
  - 目的に応じたチェックリストやアンケートの活用
  - 出席をとるときの声、表情の見取り
  - 学級日誌、個人ノート（生活ノート、日記等）からの情報
  - 保健室等での様子、家庭や地域での様子
- ・定期的な個人調査
- ・定期的な個人相談の実施
- ・相談箱の設置、相談電話等の周知
- ・気になる変化や行為等があった場合、情報を職員がいつでも共有できる体制
  - 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の記録用紙の作成
- ・必要に応じて関係者を招集し、対応のための体制についての準備

#### 4 発見したいじめへの組織的な対応

○ いじめ防止等のための校内組織が、発見されたいじめに対していじめの程度や状況によって（平常時と重大事態発生時等）組織的に適切な対応ができるよう書く。

（内容例、留意点）

##### <平常時>

- ・ いじめの発見、対応をしたときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校内組織の担当者に報告する。
- ・ いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導、関係者の保護者への連絡など基本的な流れを設定する。
- ・ いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、主体的に対処できる児童生徒の育成をめざした対応をする。

##### <重大事態発生時>

- ① 的確な情報収集
- ② 緊急校内組織の対策会議開催
- ③ 調査による実態把握
- ④ 解決に向けた指導・援助
- ⑤ 継続指導・経過観察
- ⑥ 再発防止（いじめをなくすための工夫）

##### 重大事態

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・ 当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・ 加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。（参考：文部科学省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』）必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

#### 5 関係機関等との連携

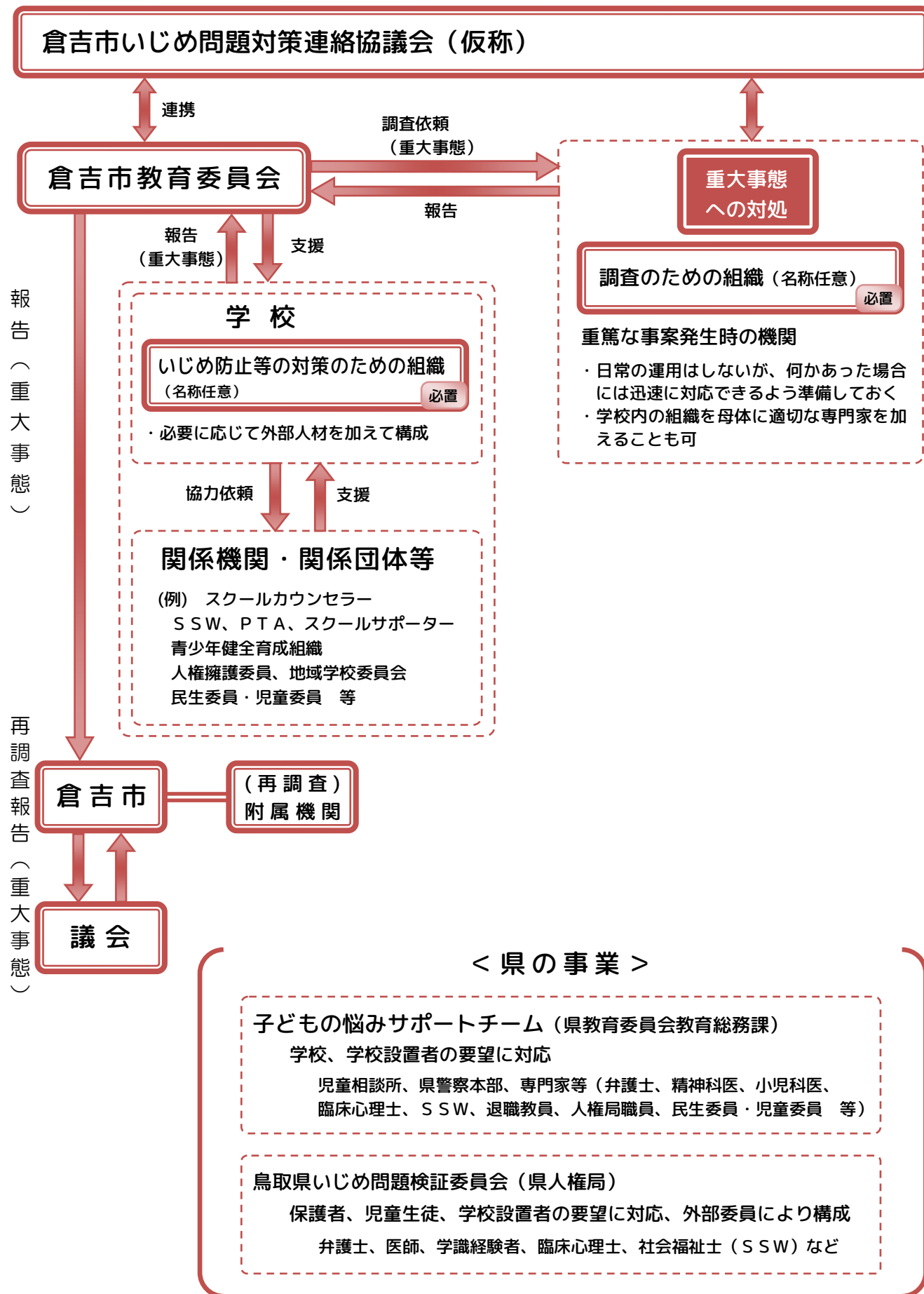
○ いじめ防止の取組やいじめが発見されたときに連携する関係機関について、どんな連携や対応が必要かを学校の実態に応じてまとめておく。

（内容例、留意点）

- ・ 学校の設置者である教育委員会等
- ・ 県警察本部

- ・児童相談所
- ・法務局
- ・子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- ・いじめ問題検証委員会（人権局）
- ・専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW等）
- ・地域（PTA、青少年健全育成組織、民生委員、主任児童委員等）

## ②倉吉市の対応



# 倉吉市の不登校対策について

倉吉市教育委員会事務局学校教育課

## (1) 市全体での取り組み（市教委）

※本年度から欠席15日以上の子童生徒の状況を把握し、早期対応支援を行う。

### ①生徒指導学校訪問（5～6月、10～11月）

- ・各学校の状況の把握・支援（中部教育局、中部子ども支援センター同行）

### ②生徒指導対策推進会議の開催（10月）

- ・鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学講座 井上雅彦教授の招聘
- ・早期対応体制づくり（登校サポートシートの活用、具体的な支援の手立て）
- ・中学校区での事例検討

### ③スクール・カウンセラー、心の教室相談員、子どもと親の相談員の配置

- ・スクール・カウンセラー（県事業）…各中学校に配置（小学校とも連携）  
臨床心理士またはそれに準ずるもの
- ・心の教室相談員（市事業）…各中学校に配置
- ・子どもと親の相談員（県事業）…小学校3校に配置（明倫小、河北小、小鴨小）

### ④スクール・ソーシャル・ワーカーの配置（県事業）

- ・市教委に2名配置
- ・福祉的な視点での家庭支援
- ・関係機関とのつなぎ役

## (2) 各学校での取り組み

### ①未然防止（不登校を出さない学級づくり）

- ・授業づくり…わかる授業の実施
- ・人間関係づくり…学習場面で、特別活動等で、(SST等)

※河北中学校区…「子どもたちの社会性を育む事業」（県事業）

Q-U、hyper-QUで実態把握を行い、よりよい学級生活や友だちづくりができるための手立てを実施。その後、検証・見直しを行う。

### ②早期対応

- ・電話での対応（欠席は、病気の時か、家庭の事情がはっきりしている時）
- ・欠席者の状況を把握する体制の確立（いつ、誰が、）→早期対応
- ・15日以上欠席者への対応…登校サポートシートの作成・活用

### ③登校支援

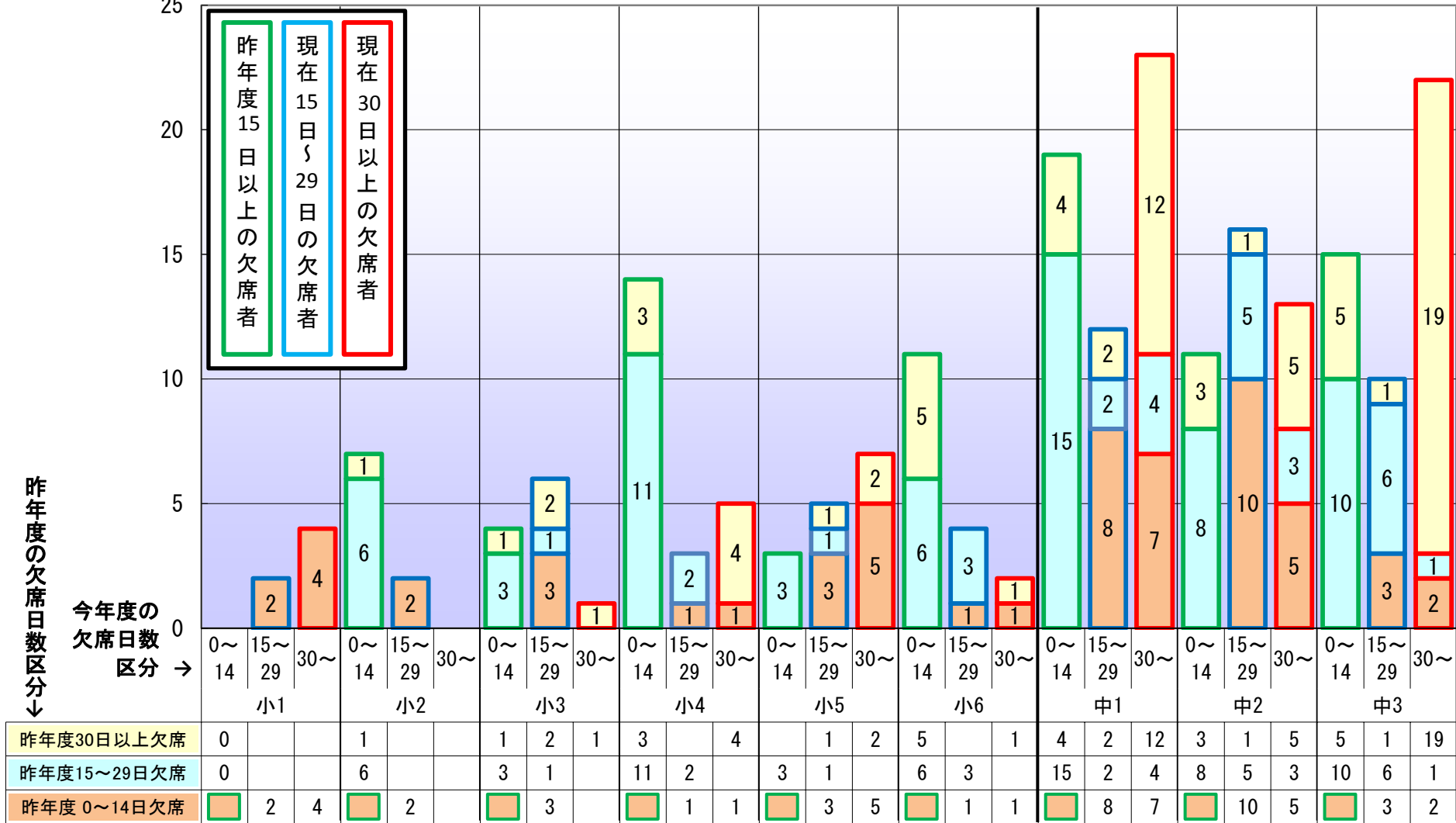
- ・30日以上欠席者への対応…個別の指導計画の作成・活用
- ・チームでの支援体制づくり（コーディネータ、役割の明確化）

## (3) 関係機関との連携

- ・小中連携の強化…現状と課題の共有、支援体制づくり
- ・中部子ども支援センター
- ・子ども家庭課、児童相談所、民生児童委員 等

# 平成25年度 12月末 15日以上欠席児童生徒の状況

(人)



※「今年度の欠席日数区分」が[0~14]については昨年度15~の人数のみ

## 欠席児童生徒の対応

### 欠席児童生徒への連絡

#### ◆基本的な対応・・・連絡帳での欠席連絡だけでなく、電話連絡等で内容をきちんと把握する

- ①電話連絡時に担任（学年部）が内容を把握する
- ②不明確な欠席理由であった場合、問題が解決する方向での適切な休ませ方を保護者へ助言をする

#### 適切な休ませ方のモデル（家庭）

1. 児童生徒が不調を訴えた場合、体温を測る。
2. 異常が認められた場合、保護者は児童生徒を医師に受診させる旨を学校へ連絡。
3. 受診後、医師から欠席の指示があった場合は、保護者は学校へ連絡をして休ませる。登校可能の診断がでた場合には、登校させる。

\*保護者から児童生徒の欠席連絡を受けた時、このモデルのどこが欠如しているかを判断し、「こうしてもらおうと担任として安心です」という文脈で保護者へ助言をする

#### ◆家庭連絡

- ①翌日の予定、学校行事等について、担任が必ず電話連絡を入れる
- ②担任がきちんと休養をしていたかを確認する

### 月に3日以上欠席者

#### ◆3日間継続して欠席した場合

- ①担任が家庭訪問をすることを基本とする
  - \*多面的に情報を得るために、副担任等、学年部の職員と一緒に家庭訪問することも考えられる
  - \*必要に応じて不登校担当教諭或いは保護者と最も信頼関係のある教職員が訪問する
- ②本人、保護者とも会えなかった場合、手紙を添えて印刷物等をポスト等に投函する
  - \*本人、保護者とも会えなかった場合、担任が必ず電話連絡を入れる

#### ◆個別シートの作成

- ①欠席の理由、きっかけ等を記入する
  - \*生徒の場合、部活動の参加状況も担当教諭と連携し、把握を行う

### 月に5日以上欠席者

#### ◆5日間継続して欠席した場合

- ①不登校児童生徒支援チームの開催を要請する
  - \*管理職、学級担任、学年主任、生徒指導主事、不登校担当教諭、養護教諭、教育相談員等
- ②各情報等をもとに、欠席が始まったきっかけや欠席の継続の理由等を判断し、対応を検討する
  - \*可能な限り専門家（スクールカウンセラー、専門機関：中部子ども支援センター等）の助言を得る

#### ◆校内の教職員間における連携

- ①月に5日以上欠席があった場合、学習面のサポートを行う

### 当該児童生徒への指導・助言等

#### ◆留意点

- \*当該児童生徒が安心していられる場をつくる
- \*当該児童生徒の好きなこと、得意なことを探り、その面で話ができるようにする
- \*活躍の場を与え、自信を持たせる工夫を行う
- \*不安や悩みを抱えている場合、緊張・怒り・嫌悪等の不快な感情を言葉で表現できるように促す

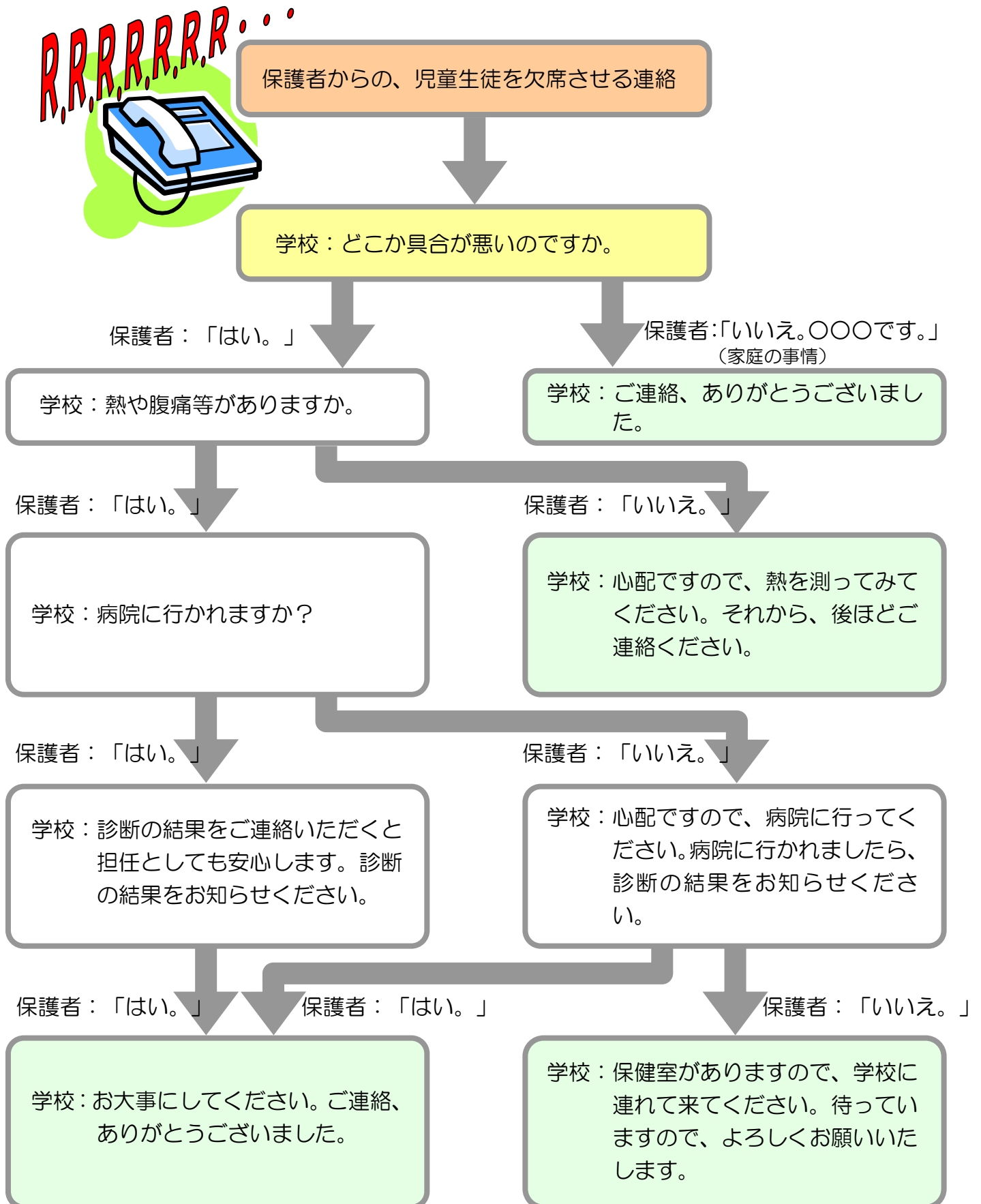
### その他、配慮すべき事項

#### ◆留意点

- \*保護者の理解を得るために、家庭訪問や電話連絡を状況に応じて行い、家庭にも協力を依頼する
- \*今後の指導に生かすため、必ず指導の記録に記入する
- \*担任等が不安や悩みを感じたら、不登校支援チームのメンバーと必ず相談する

# 欠席連絡時の電話対応モデル

※欠席は、①病気の時 ②家庭の事情がはっきりしている時である。





# 倉吉市小・中学校 登校サポートシート

平成 25 年度	倉吉市立	学校	年生	性別	男・女
児童生徒氏名				作成日	平成 年 月 日
該当条件	<input type="checkbox"/> 欠席日数 (15 日以上)		<input type="checkbox"/> 別室 (相談室・保健室) 登校	<input type="checkbox"/> 自力登校の困難	<input type="checkbox"/> その他

登校状況	1 学期	2 学期	3 学期	合計
作成時点での欠席日数				
早退・遅刻日数				

<p>1. 欠席の理由・きっかけと考えられるもの (複数可)</p> <p><input type="checkbox"/> 病気・けが ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の教科・行事・活動への参加拒否がある (教科・行事・活動の詳細: )</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者が病気であると言っているが、登校しぶりが見られる</p> <p><input type="checkbox"/> 集団になじめず些細な理由で学校を休む傾向がある</p> <p><input type="checkbox"/> 友人関係がこじれる</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>2. 欠席に対する学校の対応について</p> <p>※支援チームを結成して対応した <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>※専門機関への相談を実施した <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ (相談機関名: )</p> <p>3. 家庭の状況について</p> <p>※欠席の連絡が家庭からある <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>※学校からの連絡がとりやすい <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>※保護者が欠席を容認している <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>※親子のコミュニケーション</p> <p><input type="checkbox"/>非常に良い <input type="checkbox"/>良い <input type="checkbox"/>どちらでもない <input type="checkbox"/>良くない</p> <p>※学校との連携</p> <p><input type="checkbox"/>協力的である</p> <p><input type="checkbox"/>積極的ではないが拒否しない</p> <p><input type="checkbox"/>話し合いの場が持てない</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>6. 参考となる事項について</p> <p>○本人への対応とその留意点 (欠席しやすい曜日・登校の促し方・欠席時の対応・別室などでの関わり・学習面での指導の方法、など)</p> <p>○保護者の考え・保護者への対応とその留意点</p> <p>○その他 (欠席時の過ごし方・関係機関利用の状況、など)</p>	<p>4. 児童の様態と特性について</p> <p><input type="checkbox"/> 非行傾向が見られる (ここ 1 年) (その内容: )</p> <p><input type="checkbox"/> 何らかの障がいがある (障がい名・診断名 )</p> <p><input type="checkbox"/> LD・AD/HD もしくは広汎性発達障がいの傾向が見られる</p> <p><input type="checkbox"/> 学業不振が見られる (遅れの程度: )</p> <p><input type="checkbox"/> 過去にいじめられた経験がある</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待の可能性はある</p> <p><input type="checkbox"/> まじめである <input type="checkbox"/> 周囲の刺激に敏感である</p> <p><input type="checkbox"/> 孤立感がある <input type="checkbox"/> 緊張しやすい</p> <p><input type="checkbox"/> 自己中心性が見られる <input type="checkbox"/> 幼稚さが見られる</p> <p><input type="checkbox"/> 楽観的である <input type="checkbox"/> 新しい環境が苦手</p> <p><input type="checkbox"/> 落ち込みやすく内向的になりやすい</p> <p><input type="checkbox"/> ストレスに対して回避的である</p> <p><input type="checkbox"/> すぐにかつとなりやすい</p> <p><input type="checkbox"/> 自分のことを表現することが苦手</p> <p><input type="checkbox"/> 攻撃的な行動をとることがある</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>5. 学校での様子について</p> <p>※好きな教科 ( )</p> <p>※得意な教科 ( )</p> <p>※嫌いな活動 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
---	---

※1～5については各項目の□欄にはチェック☑を入れてください。( )内は、該当内容を記入ください。  
 ※6については参考となる事項がある場合に記入してください。

(別紙Ⅲ)

( )月 「15日～29日 欠席者一覧表」

倉吉市立

学校

	学年	学級	氏名	欠席日数	主な欠席理由	対応	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※年度の欠席日数が、15日～29日の児童生徒について記入。

※必要に応じて欄を増やして活用する。

※欠席日数欄には日数を記入

※「主な欠席理由」には、①病気、②経済的理由、③不登校、④その他 で記入

※「対応」については番号で記入

1…病気等理由がはっきりしており、今後継続して欠席するとは考えられず、  
登校サポートシートは作成していない。(1の場合は備考欄に理由を記入)

2…登校サポートシート作成

3…個別の指導計画作成又は作成済み

生徒指導上の関係機関一覧

関係機関名		連絡先
鳥取県中部 こども支援センター	不登校児童生徒の相談・受け入れ施設	48-9177
倉吉市子ども家庭課・福祉課	サービス・相談・助成制度	22-8220
倉吉児童相談所	相談機関(心理診断・医学診断・一時保護等)	23-1141
中部教育局・教育相談員	教育相談	23-3251
厚生病院、倉吉病院(思春期外来)	障がいに関わる診断、思春期の心の相談 等	
倉吉警察署生活安全課	少年相談	26-7110
皆成学園	知的障がい児施設	22-7188
エール	自閉症・発達障がい者支援センター	22-7208
因伯子供学園	児童養護施設	22-2639
倉明園・ブルーインター	母子生活支援施設	
県教育センター・教育相談課	教育相談	0857-31-3956
倉吉養護学校地域支援部	発達障がい教育拠点、障がいについての相談	28-3500
鳥取県自閉症協会・ペアレントメンター	保護者による支援	
とっとり若者サポートステーション	就労のサポート(15~39歳対象)	
各地区民生委員		
各地区主任児童委員		
各地区児童センター・児童館		

